

## 専決処分の案件（6月議会で承認を求めます）

### ●医療給付費分の世帯別平等割額に「特定継続世帯」を追加 （富士見市国民健康保険税条例第5条の2）

特定世帯では世帯別平等割額を半分にする措置を5年間行ってきました（賦課額 16,000 円→8,000 円、1/2 軽減）。後期高齢者医療制度創設とともに移行者がいた世帯では平成 25 年 3 月末で 5 年が経過し、4 月以降は軽減がなくなる予定でした。

しかし、地方税法の一部が改正され、特定継続世帯を追加して世帯別平等割額を 3/4 にする措置（賦課額 16,000 円→12,000 円、1/4 軽減）を 3 年間行うことになりましたので、当市の税条例も改正、施行しました。

## 6月議会提出案件

### ●富士見市行政手続条例の適用除外から一部除外 （富士見市国民健康保険税条例第24条）

地方税法の一部が改正され、不利益処分等に対して理由を提示することになりました。それに倣い、国保税条例（以下、税条例）第24条では税条例及び税条例に基づく規則の規定による処分等については富士見市行政手続条例第2章及び第3章の規定の適用除外となっていますが、第8条（理由の提示）及び第14条（不利益処分の理由の提示）に限り、適用除外から除外するものです。

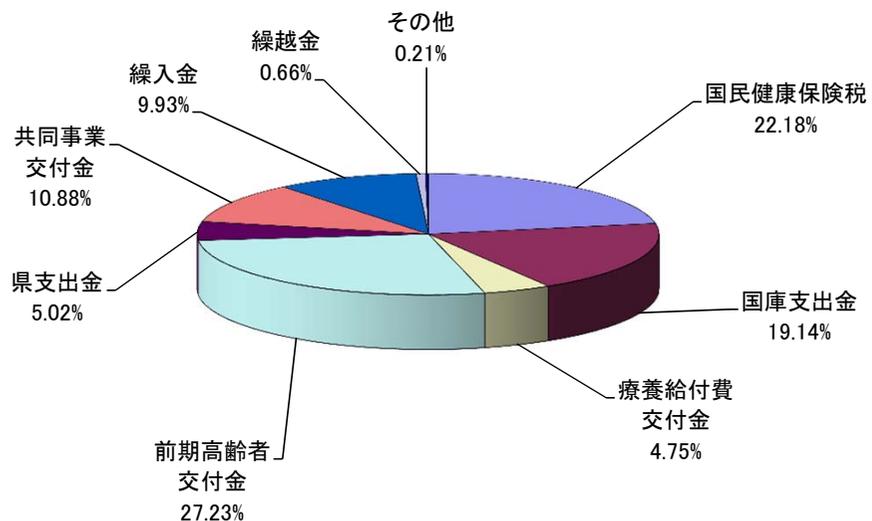
### ●東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の条項整理 （富士見市国民健康保険税条例附則第19項）

東日本大震災により居住用財産が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用財産の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年に延長（本来は3年）しており、その内容を国保税の課税に反映させています。

このたび地方税法の一部が改正されたことにより引用元の条項にズレが発生するため、当附則の整理を行うものです。

平成24年度 富士見市国民健康保険特別会計決算状況(見込)

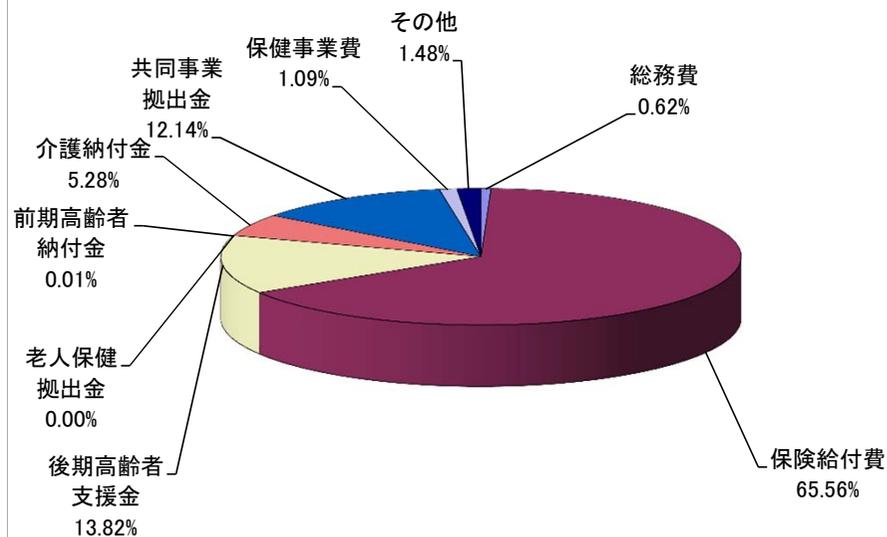
歳入



(単位:千円)

国民健康保険税	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	県支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
2,541,921	2,193,217	544,346	3,119,917	574,887	1,247,385	1,138,097	75,689	23,965	11,459,424

歳出

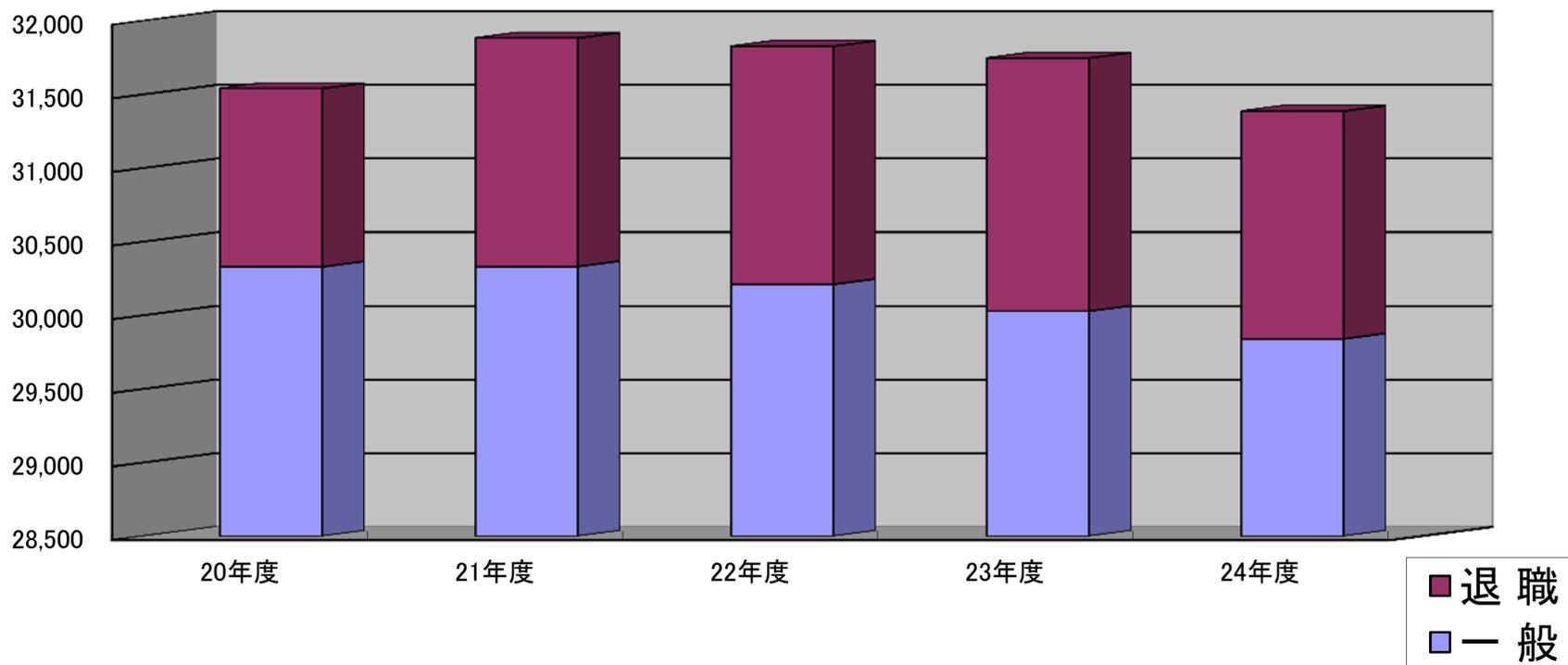


(単位:千円)

総務費	保険給付費	後期高齢者支援金	前期高齢者納付金	老人保健拠出金	介護納付金	共同事業拠出金	保健事業費	その他	合計
70,262	7,468,686	1,574,143	1,683	63	601,728	1,383,146	123,693	169,166	11,392,570

人

## 富士見市国保被保険者数の推移



(年度の平均値)

	一般		退職		計		世帯		
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	世帯数	前年比	世帯当り人数
20年度	30,329	101.38%	1,211	16.74%	31,540	84.89%	17,519	87.65%	1.80
21年度	30,331	100.01%	1,552	128.16%	31,883	101.09%	17,890	102.12%	1.78
22年度	30,210	99.60%	1,617	104.19%	31,827	99.82%	17,979	100.50%	1.77
23年度	30,028	99.40%	1,719	106.31%	31,747	99.75%	18,026	100.26%	1.76
24年度	29,840	99.37%	1,547	89.99%	31,387	98.87%	18,053	100.15%	1.74